

平成 21 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社オープンループ  
代 表 者 名 代表取締役社長 駒井 滋  
コ ー ド 番 号 4831 大阪証券取引所  
(ニッポン・ニュー・マーケット-「ヘラクレス」)  
問 合 せ 先 経営企画部 広報・IR担当 細谷 寛  
TEL (03) 5368-3894

株式会社エスケイ・キャピタルによる当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 8 日付で、株式会社エスケイ・キャピタル（以下「公開買付者」といいます。）より、当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が開始されておりましたが、本公開買付けが平成 21 年 5 月 28 日をもって終了し、その結果について、公開買付者より別紙のとおり報告を行う旨の報告を受けましたので、お知らせ致します。

当社は、平成 21 年 4 月 17 日付「当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」にて公表しましたとおり、本公開買付けに応ずるか否かの判断につきましては、株主の皆様にお委ねすることとして、本公開買付けについて、当社取締役会は、中立の立場をとることを決議しておりましたが、別紙のとおり、本公開買付けの結果、株券等所有割合にして公開買付者を含め 64.55%の株主様が、公開買付者が示す本公開買付け後の方針等を了解されたことを厳粛に受け止め、そのご意向を今後の経営に反映して参りたいと存じます。

なお、別紙第 3 項の記載のとおり、公開買付者は、当社を完全子会社化することを計画しているとのことです。当社は、現在のところ、具体的なお要請はまだ頂いておりませんが、公開買付者による完全子会社化手続きについて、具体的なお要請等ございましたら、速やかに公表いたします。

以上

(別紙)

平成 21 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社エスケイ・キャピタル  
代表社名 代表取締役 佐藤 憲治  
問合せ先 同 上  
T E L 03-4590-3477

### 株式会社オープンループに対する公開買付けの結果に関するお知らせ

当社(以下「公開買付者」といいます。)は、平成 21 年 4 月 7 日(火曜日)、株式会社オープンループ(コード番号:4831 大阪証券取引所ヘラクレス市場)、以下「対象者」といいます。)の普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)の開始を決定し、平成 21 年 4 月 8 日(水曜日)から実施していましたが、本公開買付けが平成 21 年 5 月 28 日(木曜日)をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 公開買付けの概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社エスケイ・キャピタル  
東京都新宿区西新宿八丁目 3 番 1 号

(2) 対象者の名称

株式会社オープンループ

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
31,254(株)	31,254(株)	—(株)

(注 1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限である 31,254 株に満たなかった場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 本公開買付けにおける公開買付者が取得する可能性のある株券等の数の最大の数、対象者の平成 21 年 2 月 13 日提出の第 12 期第 1 四半期報告書に記載された平成 20 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数(150,852 株)から当社が保有する株式(60,000 株)を控除した株式数(90,852 株)となります。

(注 3) 端株についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による端株買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 公開買付け期間

平成 21 年 4 月 8 日(水曜日)から平成 21 年 5 月 28 日(木曜日)まで(33 営業日)

(6) 買付け等の価格 1 株につき金 4,000 円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 応募の状況

株券等の種類	買付予定数	買付け予定数の下限	買付け予定数の上限	応募数	買付数
株 券	31,254 株	31,254 株	—	37,369 株	37,369 株

### (2) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定の下限（31,254 株）に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計（37,369 株）が買付予定の下限以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (3) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	94,000 個	(買付け等前における株券等所有割合 51.49%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	3,745 個	(買付け等前における株券等所有割合 2.05%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	131,369 個	(買付け等後における株券等所有割合 71.97%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	3,745 個	(買付け等後における株券等所有割合 2.05%)
対象者の総株主等の議決権の数	148,543 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等(ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しており、対象者の平成21年4月17日提出の意見表明報告書に記載された数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(個)」は、対象者の平成21年5月15日提出の第12期第2四半期報告書に記載された平成21年3月31日現在の総株主等の議決権の数です。

(注3) 株券等所有割合については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

### (4) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

### (5) 買付け等に要する資金

149,476 千円

### (6) 決済の方法及び開始日

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
黒川木徳証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 16 番 3 号
- ② 決済の開始日  
平成 21 年 6 月 3 日 (水曜日)
- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の本店又は各支店にてお支払いします。

(7) 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社エスケイ・キャピタル（東京都新宿区西新宿八丁目3番1号）

株式会社大阪証券取引所（大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

3. 公開買付後の方針及び今後の見通し

公開買付者は、本公開買付けで対象者の自己株式を除いた全株式が取得できなかったことから、以下の方法により、対象者を完全子会社化することを計画しております。

具体的には、公開買付者は、①普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の対象者株式を交付することを付議議案に含む株主総会の開催を対象者に要請する予定であります。

上記手続きが実行された場合、対象者の発行する全ての普通株式(自己株式は除く。)は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得され、対象者の株主には当該取得の対価として別個の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主で交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続きに従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。)を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数の売却の結果当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付けの買付け価格を基準として算定する予定であります。

また、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は本日現在未定であります。対象者が公開買付者の完全子会社となるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定であります。

上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しましては、(i)少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続き等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

上記方法については、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者の株式所有割合及び公開買付者以外の対象者株主の対象者の株式の保有状況等により、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性がございます。ただし、その場合におきましても、公開買付者以外の対象者の株主に対しては、最終的に現金を交付する方法の採用を予定しております。

なお、対象者の株式は、現在、大阪証券取引所へラクス市場に上場しておりますが、公開買付者は前述の方法に従い、対象者を完全子会社化することを予定しておりますので、その場合は、対象者の株式は大阪証券取引所の株券上場廃止基準に従い上場廃止となります。上場廃止となった場合は、対象者の株式は大阪証券取引所において取引することはできません。また、完全子会社化手続きが行われる場合で、対象者の全部取得条項が付された普通株式の取得対価として別個の種類の対象者株式が交付されることとなった場合において、当該対象者株式の上場申請は行われない予定です。

また、対象者の株式は大阪証券取引所へラクス市場の平成21年1月19日の株式市場終了をもって、浮動株時価総額が30営業日連続して基準額未満となり、大阪証券取引所の「監理銘柄及び整理銘柄に関する規則」に該当したため、平成21年1月20日から監理銘柄に指定されております。平成21年7月19日までの間に、5営業日連続して浮動株時価総額が基準額以上となれば、監理銘柄の指定が解除されることとなりますが、現在の経済情勢及び株式市況を勘案した場合、対象者株式の上場維持の可能性について予断を許さない状況にあると考えられます。

今後の具体的な手続きについては、対象者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

以 上